

学 則

1 事業者の名称及び所在地	社会福祉法人恩賜財団神奈川県同胞援護会 〒220-0073 神奈川県横浜市西区岡野二丁目15番6号
2 研修事業の名称	神奈川県同胞援護会 介護職員初任者研修(通学)
3 研修課程及び形式	介護職員初任者研修課程 (<u>通学</u> ・ 通信)
4 開講の目的	介護現場で働くための基本的な知識と技術を身に付けた人材を育成し、介護人材の確保に貢献する。高齢者、障がい者等の多様化するニーズに対応した適切な介護サービスを提供するため、地域を支える施設・在宅サービスの中核となる介護職員の養成を図り、高齢化社会の対応と広く地域福祉に貢献することを目的とする。 受講料を低額に設定することで、生活困窮者や若年無業者に対する就労支援を図る。
5 研修責任者及び研修コーディネーターの氏名 研修担当部署 研修担当者及び連絡先	研修責任者 金子 智代美 研修コーディネーター 藤井 直樹 研修担当部署 法人事務局 研修担当者 梶山 創史 事務所：神奈川県横浜市西区岡野二丁目15番6号 電話番号：045-311-2606
6 受講対象者(受講資格)及び定員	介護・福祉の仕事へ就業を希望している者 本会内部職員も対象とする 年齢制限なし 定員10名
7 募集方法(募集開始時期・受講決定方法を含む) 受講手続及び本人確認方法	受講者は一般公募する ・開校日の2ヶ月前より募集開始し、本会ホームページ、タウン誌等に募集を掲載する ・受講希望者からの問い合わせに基づき、受講案内(学則を含む)と申込書を送付する ・申込書の提出(郵送可)により受理する(応募多数の場合は申込書の先着順とする) ・本会から受講決定通知書を送付する ・受講決定通知書を受け取った受講者は研修参加費用を納入する ・研修課程初日に教材を配布する 受講者の本人確認は、研修初日に公的証明書等の原本確認によって行う。
8 受講料、テキスト代 その他必要な費用	研修費用参加費合計 6,995円(税込) (内訳) ・受講料 無料 ・テキスト代 6,995円(税込)
9 研修カリキュラム	別添様式3のとおり
10 通信形式の場合 その実施方法 ・添削指導及び面接指導の実施方法 ・評価方法及び認定基準 ・自宅学習中の質疑等への対応方法	通信形式無し

11 研修会場 (名称及び所在地)	社会福祉法人恩賜財団神奈川県同胞援護会 シルバータウン相模原特別養護老人ホーム 〒252-0331 神奈川県相模原市南区大野台 5-13-7
12 使用テキスト (副教材も含む)	一般財団法人 長寿社会開発センター 介護職員初任者研修テキスト
13 研修修了の認定方法 (習得度評価方法含む)	<p>(1) 技術演習における習得度評価 「こころとからだのしくみと生活支援技術」の次の項目について、各演習時間内で技術習得度の評価を行う。チェックリストによりA～Dの4区分で評価を行い、A及びBの者を一定レベルに達している者とする。</p> <p>⑥整容に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 ⑦移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 ⑧食事に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 ⑨入浴、清潔保持に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 ⑩排泄に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 ⑪睡眠に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 ⑬総合生活支援技術演習</p> <p>(評価区分) A：基本的な介護（介助）が的確にできる B：基本的な介護（介助）が概ねできる C：技術が不十分 D：全くできない</p> <p>(2) 全科目修了時に、1時間の筆記試験による修了評価を実施する。次の評価基準によりC以上を評価基準を満たしたものとして認定する。 A：90点以上 B：80～90点 C：70～79 D：70点未満</p> <p>(3) 通学のカリキュラムを全て出席し、上記（1）及び（2）において認定基準を超えている受講者に対し、修了証明書を発行する。</p> <p>(修了評価試験で基準以下の時の取り扱い) 担当講師による補講を受講の上、再試験を実施する。 補講は1時間につき2,000円を受講者が負担する。 再試験の実施に際しては2,000円を受講者が負担する。</p>
14 欠席者の取り扱い(遅刻・早退の扱い含む) 補講の取り扱い (実施方法及び費用等)	理由の如何にかかわらず、研修開始から5分以上遅刻した場合は欠席とする。ただし、公共交通機関の遅延を理由とする場合は、遅延証明書を提出することにより10分までの遅刻を認める。また、やむを得ず欠席する場合には必ず「欠席届」を提出する。早退は欠席扱いとする。研修の一部を欠席した者でやむを得ない事情があると認められる場合には、本会が実施する補講を受講することにより当該科目を終了したものとみなす。補講は項目ごとに実施するものとし、1時間につき2,000円を受講者負担とする。
15 科目免除の取り扱いとその手続き方法	科目の免除は、これを認めない。
16 解約条件及び返金の有無	<p>○申込者からの解約 研修参加費用納入後、10日以内に解約を申し出ることにより、研修参加費用を返金する。ただし、返金に要する費用は申込者の負担とする。 開講後の解約については、受講料は返金しない。</p> <p>○本会からの解約 次に該当する者は、受講を取り消すことがある。</p>

	<p>①学習意欲に著しく欠け、終了の見込みがないと認められる者</p> <p>②研修の秩序を乱し、その他受講者としての本分に反した者</p> <p>受講を取り消された者に対しては、受講料は返金しない。</p>
17 情報開示の方法 (ホームページアドレス等)	<p>本会ホームページにおいて、以下の内容を情報開示する。 http://www.kanagawa-doen.jp/</p> <p>○研修事業者情報 法人格、法人名称、住所、電話番号、代表者名、事業所の名称、事業所の住所、理念、学則、研修施設、設備</p> <p>○研修情報 研修の概要（対象、研修スケジュール、定員、指導者数、研修受講手続、費用、特長）、研修課程責任者、研修カリキュラム（科目別シラバス、科目別担当講師、各科目の特徴）、修了評価（評価方法、評価者、再履修の基準）、講師情報（氏名、略歴、資格）、実績情報（過去の研修実績、過去の参加人数）、連絡先、（申込先、資料請求先、苦情対応部署連絡先）</p>
18 受講者の個人情報の取り扱い	<p>受講者の個人情報については受講者本人確認、身元証明、必要書類送付以外の目的では使用しない。また、受講者から本人に係る個人情報の内容の開示請求があった場合には、これに応じるものとする。</p> <p>研修修了者を修了者台帳に記載し永久保存とするとともに、修了者名簿は介護保険法施行令第3条第2項第2号イの規定により県に提出する。</p>
19 修了証明書を亡失・き損した場合の取扱い	<p>当該研修課程の修了者が修了証明書を亡失・き損した場合は、修了者本人の申請により再交付する。</p> <p>再発行の際には、手数料として1,000円を修了者の負担とする。</p>
20 その他研修実施に係る留意事項	<p>本研修事業に係る苦情の受付窓口は、法人事務局（045-311-2606、jimukyoku00@kanagawa-doen.jp）とする。</p> <p>以下に該当する受講者は退校処分とする。</p> <p>①学習意欲が著しく欠け、終了の見込みがないと認められる場合</p> <p>②研修の秩序を乱し、他の受講生の授業の妨げになる場合。</p> <p>③故意に学習機材の破壊、また盗難などを行った場合。</p>